## 道民意見提出手続の意見募集要領

令和 4 年 (2022年) 11月 4 日

1 計画等の案の名称

第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画 (素案)

- 2 参考資料の名称
- (1) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年法律第85号)
- (2) 北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日内閣府・外務 省・国土交通省告示第1号)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
- (1) 北海道のホームページへの掲載

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/132355.html)

- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
  - ア 北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課(道庁5F)
  - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
  - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
  - 工 根室振興局管内市町

根室市北方領土対策部北方領土対策課(根室市常盤町2丁目27番地)

別海町総務部総合政策課(別海町別海常盤町280番地)

中標津町まちづくり情報コーナー(中標津町丸山2丁目22番地役場町民ロビー内)

標津町企画政策課(標津町北2条西1丁目1番3号)

羅臼町企画振興課(羅臼町栄町100番地83)

4 意見等の募集期間

令和4年(2022年)11月4日(金)から12月5日(月)まで

- 5 意見等の提出方法及び提出先
- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課(企画振興係)

- (2) 7r9925 011-232-1780
- (3) 電子メール ryodo. kikakuc@pref. hokkaido. lg. jp
- 6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年(2023年)1月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方 法に準じて行います。

## 7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。 なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表する ことがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4)電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いた しますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。 なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先 総務部北方領土対策本部 北方領土対策課企画振興係 電話:011-204-5068(直通)